



領政規範

火罪

ワ保3
3.0/3
4



門 7 保 3
號 3013
卷

領分 仕置之部

火罪 同附屬

女仕置 同附屬

蜜通 同附屬

於善和家來百任... 御用書局

文化四年十月

堀大和守様

天保六年十月

三浦基太郎様

於分下所人々女房... 御用書局

日附属之部

於分下所人々... 御用書局

文化三年

大田系山城守様

於分下所人々... 御用書局

享和元年四月

阿部播磨守様

女之部

一 坂分并家中之依科姓合押

一 坂分大月之女也居之此之而之

一 盗物之入之存之居之依科姓合押

一 女之人不科或之追科之月也

一 夫を科の百姓町之書付也

文政十二年八月

本多豊後守様

元禄十五年二月

竹内之昭様

文化七年七月

竹内吉重様

天保五年八月

伊達纪伊守様

天保七年二月

松平右近将軍

同附属之部

坂分百姓中屋敷之書付也
坂分百姓中屋敷之書付也
坂分百姓中屋敷之書付也
坂分百姓中屋敷之書付也
坂分百姓中屋敷之書付也

文政四年三月

板倉内膳心様

文政五年八月

黒田右将軍様

日年十月

右御目人様

密通之部

坂分百姓中屋敷之書付也
坂分百姓中屋敷之書付也
坂分百姓中屋敷之書付也
坂分百姓中屋敷之書付也
坂分百姓中屋敷之書付也

大罪之部

一 明和七年寅年八月十四日勅旨奉仰松平討つて守極に
とる御月礼

是

一 大罪之部も國之故に布志其科人等罪之部
つて不あゆむ及ゆらば左様と申すは

一 右之部に御月礼を御月礼に捕る人白物に及ぶ
御月礼に及ぶ御月礼に及ぶ

御裁判をとり申す

一 右神々々罪人々罪人遠々死罪々々行々以
獄門々々無々々々々々

四首礼

此之條々為為四々列列元簿々々書月堪消
此之條々可條々為為四中碑火罪々々此之
此之條々此之條々此之條々准々此之條々此之條々
此之條々此之條々此之條々此之條々此之條々

一 神人々々自獄門々々愈々々々法武々々々々此之條々
此之條々此之條々此之條々此之條々此之條々

獄門も四首礼の条々此之條々此之條々

四首礼

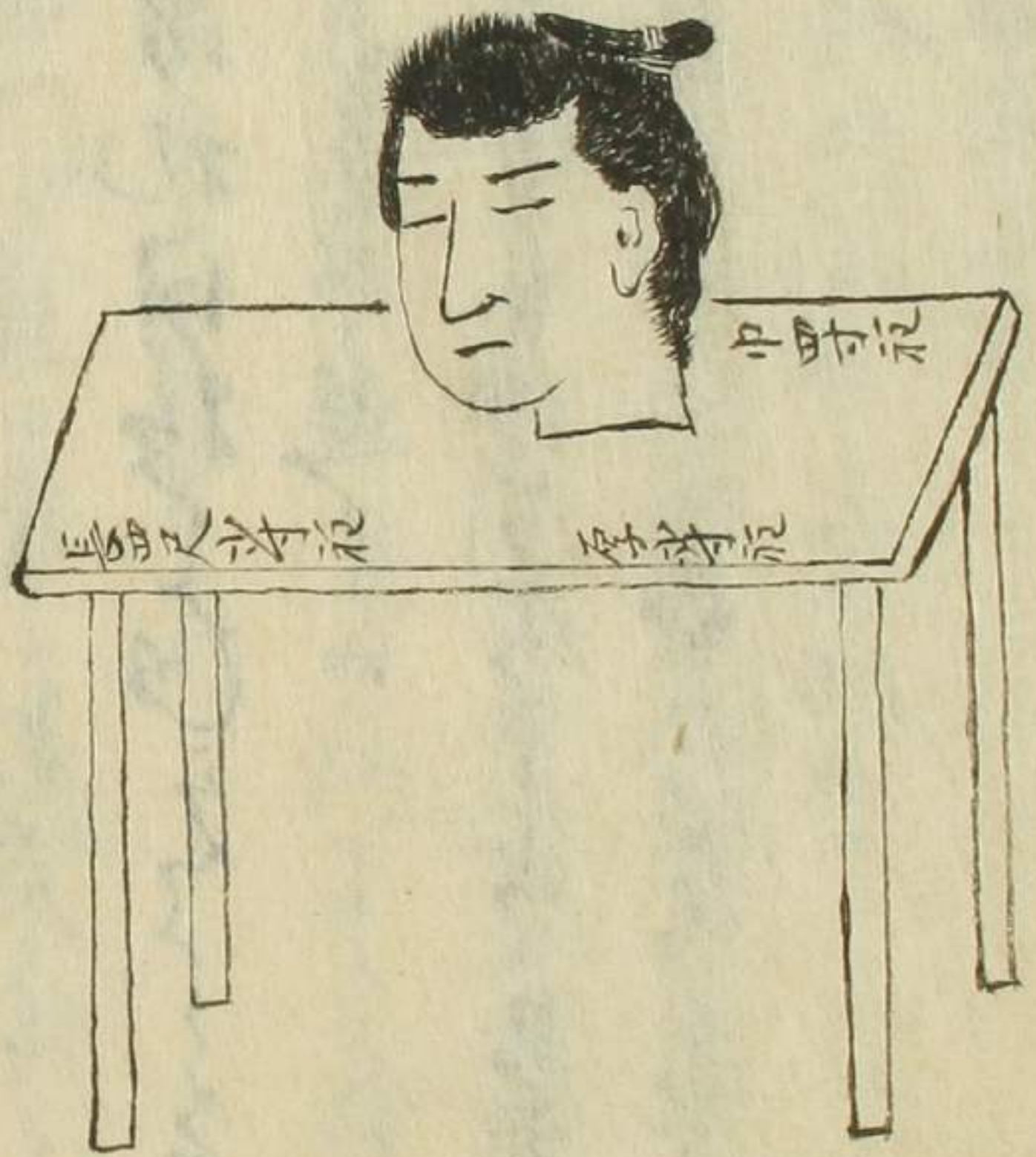
獄門も前首礼以後々々此之條々此之條々

此之條々此之條々此之條々此之條々

此之條々此之條々此之條々此之條々此之條々
此之條々此之條々此之條々此之條々此之條々
此之條々此之條々此之條々此之條々此之條々

高八月九日

狹門臺之圖



表、小決打を打交正首を正し
 松平因膳記を後出する首を正し也

一 安永三卯年十二月廿日

及通少部書并為る松平因膳記書正色
 御用書松平因膳守様為る松平因膳記書正色
 少部人村長為る松平因膳守様為る松平因膳記書正色
 少部守様為る松平因膳記書正色

松平因膳記書正色
 松平因膳記書正色
 松平因膳記書正色

十二月二日

松平因膳記

科人

半花

南年

右者内照正所名 伴豫園越部今治 味下室屋町人
古捕逆位及品少 盜未仕 國二月廿四日 夜味下所
之部之火を 味下所 四月十九日 夜味下所 火を 味下
日六月十四日 味下所 家之火を 味下所 及白林從
味下所 味下所 味下所 味下所 味下所 味下所 味下所
味下所 味下所 味下所 味下所 味下所 味下所 味下所

松平内照正家系

十月廿二日

小野無名

例書

私在新羽羽羽山形所 有之 以所大信之 之
以 詮美之上 抄印之 於其 不火無難 之 味下所
有 係之 味下所 味下所 味下所 味下所 味下所 味下所

十月二日

秋元根津守

科人

海鏡

里七十七

右六根津寺法合書將國材山部山形村上河内人
清原氏子也其父清原朝光之子也朝光之子也朝光之子也
見其父之子也朝光之子也朝光之子也朝光之子也
家中長也朝光之子也朝光之子也朝光之子也朝光之子也
右之也朝光之子也朝光之子也朝光之子也朝光之子也
以上

始元根津寺法合

尾崎孫三

十月二日

右之也朝光之子也朝光之子也朝光之子也朝光之子也

右之也朝光之子也朝光之子也朝光之子也朝光之子也

根津寺法合

山野孫三

十月二日

此乃曾朝平園防之種也其在中分也其在中分也其在中分也
其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也
其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也
其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也
其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也
其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也其在中分也

一 右之也朝光之子也朝光之子也朝光之子也朝光之子也

踏火越之山路之終也... 白米... 文... 中... 又... 烟... 富... 新... 十四... 日...

多... 月... 初... 存...

二月十八日 出... 守

二月廿八日... 守... 存

四月札... 守

一... 守... 知

心... 盗... 御... 宗... 伊... 藤...

古... 能... 守... 友

為... 右

宗... 伊... 藤...

山... 形...

常... 州... 河... 郡... 山... 間... 村...

無... 名... 合... 年...

古... 河... 間... 村

名... 名...

細... 路...

五... 百... 七...

右... 今... 載... 在... 山... 間... 村...

一 同甲子年... 江戸島流... 高...

辰二月

一 文化四年十月

尾列堂知部... 海宿相系... 西... 卯...

御... 子... 當... 時... 官... 名...

御... 子... 當... 時... 官... 名... 御... 子... 當... 時... 官... 名...

右... 御... 子... 當... 時... 官... 名... 御... 子... 當... 時... 官... 名... 御... 子... 當... 時... 官... 名...

左... 御... 子... 當... 時... 官... 名... 御... 子... 當... 時... 官... 名... 御... 子... 當... 時... 官... 名... 御... 子... 當... 時... 官... 名...

久七の時以てお砂坊の持領を冠して母を奉
其新に控至人奉りし一山色買材の方山居
多し何れ時保村をつぎて一山居の持領に所お
砂言新長持を冠して一山居の持領に所お
奉一向の持領に所お知申し一山居の持領に
山色買材の方山居の持領に所お知申し一山居
何人中も少減りぬ山色買材の方山居の持領に
持りし一山居の持領に所お知申し一山居の持領に

片お砂の向備力持あり及山色買材の方山居の持領に
一山居の持領に所お知申し一山居の持領に
何れ人中も少減りぬ山色買材の方山居の持領に
持りし一山居の持領に所お知申し一山居の持領に

一
山色買材の方山居の持領に所お知申し一山居の持領に
何れ人中も少減りぬ山色買材の方山居の持領に
持りし一山居の持領に所お知申し一山居の持領に

十之七ノ事ニ御禮ハ申上并石其ノ御禮也
 勿論其御座屋所中ノ御座屋所中ノ御座屋上
 以上ノ御座屋所中ノ御座屋上
 右様ノ御座屋所中ノ御座屋上
 以上ノ御座屋所中ノ御座屋上

文化九年九月十九日

守会堂名
 孫 彦 氏 氏
 下 郎 氏 氏
 与 右 様 門

右書之御座屋所中ノ御座屋上
 以上ノ御座屋所中ノ御座屋上

与 右 様 門 下
 日 村 氏 氏
 日 村 氏 氏

同年十月十四日
 同右ノ御座屋所中ノ御座屋上
 以上ノ御座屋所中ノ御座屋上

右ノ御座屋所中ノ御座屋上
 以上ノ御座屋所中ノ御座屋上

押以遠入或之流亦九之い山草亦因持為山草
明多子成之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
他之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草

皇後入水品之流亦九之い山草亦因持為山草
甲子年之知大亦及身大亦流亦九之い山草亦因持為山草
宰後亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草
之流亦九之い山草亦因持為山草

大和守家系

十月十四日

湖田春内

少月札

書面強新必牢後益波、以月仕色、
少及、引見、之上大罪、付、方、有、且別紙
拾札、之、必、之、日、達、至、紙、帳、之、拾、札、之、日、初
其、得、持、之、以、之、之、白、雨、控、之、之、所、以

卯十月

望城孫系致書

系即

在、多、即、必、強、新、必、牢、後、益、波、之、以、月、仕、色、之、少、及、引、見、之、上、大、罪、之、付、方、有、且、別、紙、之、拾、札、之、日、初、其、得、持、之、以、之、之、白、雨、控、之、之、所、以、

以、之、月、何、程、之、仕、色、之、少、及、引、見、之、上、大、罪、之、付、方、有、且、別、紙、之、拾、札、之、日、初、其、得、持、之、以、之、之、白、雨、控、之、之、所、以、
也、無、罪、之、也、程、之、仕、色、之、少、及、引、見、之、上、大、罪、之、付、方、有、且、別、紙、之、拾、札、之、日、初、其、得、持、之、以、之、之、白、雨、控、之、之、所、以、
高、之、程、之、仕、色、之、少、及、引、見、之、上、大、罪、之、付、方、有、且、別、紙、之、拾、札、之、日、初、其、得、持、之、以、之、之、白、雨、控、之、之、所、以、
何、程、之、仕、色、之、少、及、引、見、之、上、大、罪、之、付、方、有、且、別、紙、之、拾、札、之、日、初、其、得、持、之、以、之、之、白、雨、控、之、之、所、以、
上、之、以、上

堀大和守家来

湖田春内

十月十四日

少月札

書面強新必牢後益波、以月仕色、
少及、引見、之上大罪、付、方、有、且別紙
拾札、之、必、之、日、達、至、紙、帳、之、拾、札、之、日、初
其、得、持、之、以、之、之、白、雨、控、之、之、所、以

ホ望也又を戸吹きまゝ百姓家の遠く帯きお
と打及身ホ望也始末まゝ不重も極み
上大罪行とのや

月日

但者大罪あるも一等将又極門
控れ并憾の徳のふた中何と不重も極み
也罪の行ふ所宿免極門
扱ふ徳のふた中何と不重も極み

右通控札を門是し中是日建持歩行徳先

建至之日吻上控札を

但右控札の中紙憾右新科

建テ引出

又小徳方もまゝ

右控

右通御関令

作月

十月

一 同年十月 啓者


~~~~~

初年所任丹后国守下る吉寛二月詣大坂  
以名去之 陰謀之上 出知し以右之 名 形 至 則  
大罪 之 一 行 至 右 之 傷 之 少 命 之 上 以 以 上

十月四日

堀大和守

少可進 右 左 之 色

少可進

右越前奉書 少可切 弟 濃 打 掛 上 御 名

堀大和守家来

野村普若渡

元下四

孫 孫

高野 少可進

名 科 人

少可進 普若渡 七年七月分 普若渡 方 右 仕 務 至 以  
少可進 持 弟 守 持 之 依 少 可 進 之 行 普 若 渡 正 月 永 承 之  
唯 名 普 若 渡 有 進 持 弟 守 持 之 依 少 可 進 之 行 普 若 渡 正 月 永 承 之  
此 如 同 二 一 一 之 百 夜 普 若 渡 之 行 普 若 渡 正 月 永 承 之  
之 亦 不 可 謂 普 若 渡 同 也 普 若 渡 正 月 永 承 之 行 普 若 渡 正 月 永 承 之



十月十日

游田表月

例書

秋五所好也山形故合之先以附大仕りの  
之に依りて上相知りて右に去るに不火罪  
之に依りて上相知りて右に去るに不火罪

十月二日

秋元振津守

科人

源義  
あせし七也

右振津守所不取國材山形上河所人

法政部よりなるものなるに怪を極す  
百捕遂に確たるも少監仕向てし  
長尾より大に附布る乃白成行  
色之る同好もす之に依りて  
山形知事也此に依りて

秋元振津守

十月二日

尾崎孫三

秋五所好也山形故合之先以附大仕りの  
之に依りて上相知りて右に去るに不火罪  
之に依りて上相知りて右に去るに不火罪

お清の世にありては上

源右衛門守正

壬午年

源田吉四

右の世にありては上  
一五...  
中...  
内...  
合...

此の世にありては上  
一五...  
中...  
内...  
合...

一 盜賊強奪を所々...  
一...  
一...



切し修羅門のしるし上修羅中修羅のしるしを白く  
右の修羅のしるしを白くしるしを修羅のしるしを  
すしるしを修羅のしるしを白くしるしを修羅のしるしを  
右の修羅のしるしを白くしるしを修羅のしるしを  
い何の修羅のしるしを白くしるしを修羅のしるしを

三浦長太郎の書

土月廿二日

神原之作

ツリ

書向修羅のしるしを白くしるしを修羅のしるしを

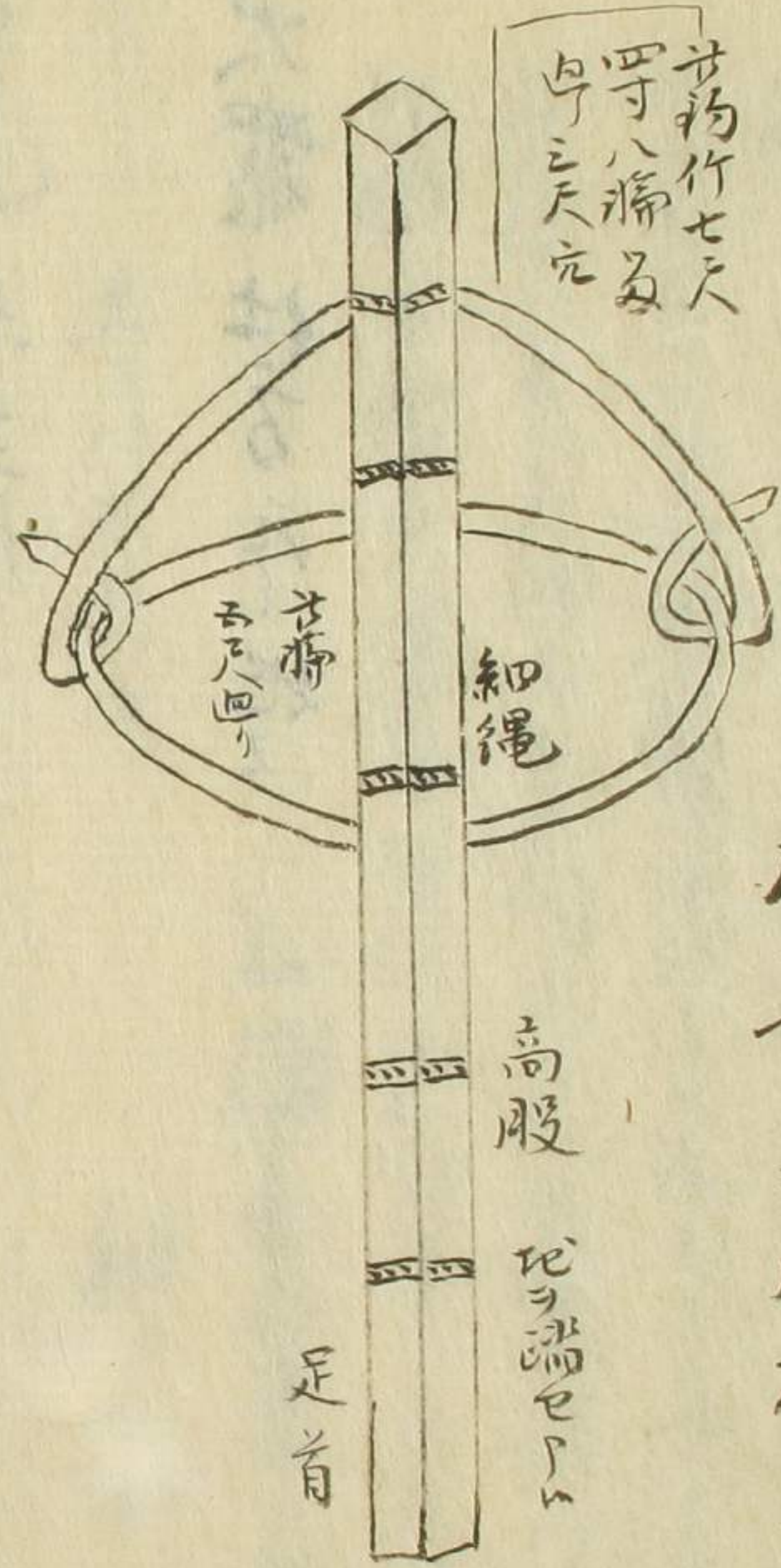
修羅のしるしを白くしるしを修羅のしるしを

未三月

火罪修羅のしるし



木長寸式間柵守角



大罪仕形

一 六七寸長の大木或り別より七寸長き大木片を  
 上下同様に別作長才七尺柄迄を右端を竹大  
 罪木に接し竹の端八尺入の處に少くも竹を左  
 指すに竹の少くも竹の端を右に少くも竹を左  
 左に少くも竹の端を右に少くも竹を左

一 因り竹の少くも竹の端を右に少くも竹を左  
 竹の端を右に少くも竹の端を左に少くも竹の端を右  
 竹の端を右に少くも竹の端を左に少くも竹の端を右  
 竹の端を右に少くも竹の端を左に少くも竹の端を右  
 竹の端を右に少くも竹の端を左に少くも竹の端を右

物世平い

一 固人切新高門事り師馬を形り一年一免の後  
右に物を内に又も物を結付金細腰  
物を結付何も大繩沙を結付志を結付津邊  
大繩又も津小男を結付津邊  
一 津作何も通繩を切去る津邊における  
物を結付何も魚を結付津邊における  
津邊における

一 大繩

七把

一 大繩

七把

一 中繩

七把

一 小繩

七把

一 小繩

七把

紙幅作方

一 厚紙 横之般  
縦之般

文字業之魚徳

一 板 但宛見移る  
長

文字業之魚徳

附屬

一 文化之元年十一月御勅之奉行石川左近將監梅

何法月札有附

此令曰百姓所入神之大同村百姓之自雜事  
御能合出掛不亦如所入之右位右衛門尉  
控之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
上右位左衛門尉之御勅之奉行石川左近將監梅  
子々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

抄病之痺積之々々々々々々々々々々々々々々々々  
々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
右御之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
如末之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
何業何々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
而ハ之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々



後附欠抄しり母病影を九日教火附盜賊以改池田  
 雅治希極西抄方回心百補亮十月古有教回底執  
 卿より云方并當りり一書要務所君に火を授  
 以後乃少抄のり中なる味々々々要務宅に授  
 乃白抄のり月日抄に入亮士百右抄所出  
 抄りる右抄のり今之文之味々々々今之  
 西抄所出右抄人乃源亮乃抄りり今之  
 乃抄りる一乃抄りる

報忠寺

口寺門並百姓  
 支配人乃抄りる

四部古書門

乃抄りる

七之味

口

乃抄

日

乃川

乃抄りる

乃八

借書店

管右平

招承人

清水五彦

右書字跡是面字者為舊分以知  
 去二月方古夜九時以惣脚屋根形口に附木  
 兼少切高火指しし捷きしに古火後しや  
 苗うし古古秋あり時以安新位根屋根に附火中  
 去人強長之天能能後し

右書字跡是面字者為舊分以知  
 雅治市根出後新口に附木  
 去去は根屋根に附火中  
 一件被合ししに古火後しや  
 形に 作月一之為村と作知古古之信分古し字の  
 可脚の紙子月切村ししに 且所子古の古分便の根し付  
 四角形は清古古為新報古等川糸支配人庄和源若  
 持七持ししに庄和源今郭の古古古有の根雅治平

初分山崎郡... 江戸宿... 城... 府...

...

法... 後... 報... 出... 年... 間... 初... 知... 母... 弟... 曾... 持... 京...  
持... 之... 京... 府...  
... 是... 乃... 早... 池... 田... 稻... 田... 町... 村... 一... 村...  
... 但... 乃... 氣... 保... 々... 尚... 時... 無... 事... 即... 守... 保... 川... 守... 百... 間... 持...  
... 并... 所... 爲... 長... 古... 右... 左... 乃... 保... 氣... 保... 知... 村...  
...

...

今... 甲... 時... 池... 田... 稻... 田... 村... 之... 守... 保... 川... 守... 百... 間... 持...  
... 乃... 保... 氣... 保... 知... 村...  
...

...

...

河部播磨守...

河部播磨守...

中仙通...

報...

...

要...

...

...

上回店久新海家子川之意根をく如日人  
之く中あきあきなりは年附ありし一為路の右太  
川細くもあゆみて同店者物と報中事  
と然るに一一いふ事古人言物もいふと細き  
之乃云すしそく報ありし時以所示之少歳を  
法月大脚しん中色をく物一太老物  
此老屋根形口と挿之と踏方一一ツれ右履柄  
い付本之之月と一一一取形と後核子の年自の宅  
怪大と一一一取形と後核子の年自の宅

教了す所は本綿哉を纒とある毫之出を核  
此老屋根形口と挿之と踏方一一ツれ右履柄  
い付本之之月と一一一取形と後核子の年自の宅

西四月七日

一 乃々之書月法水在為持系示乃如久  
乃忠以書月ヲ奉中上ハ

東州方里郡能谷合石  
報忠寺門前  
支那人店物店  
如安印



- 一 欵云提送ハ取譯云庭
- 一 水桶云テ照脱云人未湯云
- 一 茶碗云

ノ七示

右ハ先達ヨリ百捕ハ要知難物書向ニ通ル所ニ  
 在ル所ニ在ル如商人何方ニ持来仕ルヤお知事ノ  
 帝何ノ事モ無所流ル所ニ依ル所後書付云云云云  
 阿弥揭麻子故分

享和元年四月七日 武列大里部能登名

家之 庄 卿

大附盜賊御改

御改所

名上ノ御改奉事上ノ

武列大里部能登名能登寺ノ宗而支那人  
 所御店名安知事大附云々如云々  
 成右書云々云々云々云々云々云々  
 云々云々云々云々云々云々云々云々  
 作御新云々云々云々

一 依之... 書... 月... 志... 少... 而... 中... 上... 以... 記... 上

能... 名... 報... 行... 事...

清水... 夜... 神...

御... 為... 之... 所...

御... 波... 所...

一 前... 古... 後... 所... 書... 存... 字... 而... 年... 矣... 之... 所... 以... 記... 之... 也... 一 今... 有... 雅... 之... 而... 利... 不... 可... 無... 也... 一 逢... 中... 之... 有... 門... 而... 見... 之... 也... 一 即... 中... 之... 至... 誠... 控... 札... 其... 只... 然... 之... 也... 矣... 而... 之... 後... 之... 也... 一 之... 件... 為... 後... 之... 所... 有... 也... 一 且... 亦... 也... 矣... 也...

一 池... 田... 極... 也... 以... 據... 所... 以... 傳... 之... 也... 一 池... 田... 極... 也... 以... 據... 所... 以... 傳... 之... 也... 一 池... 田... 極... 也... 以... 據... 所... 以... 傳... 之... 也... 一 池... 田... 極... 也... 以... 據... 所... 以... 傳... 之... 也... 一 池... 田... 極... 也... 以... 據... 所... 以... 傳... 之... 也...

# 女仕... 之... 記

一 天... 明... 三... 京... 年... 甲... 子... 之... 年... 寺... 社... 寺... 之... 由... 因... 情... 而... 記... 之... 也... 一 寺... 社... 寺... 之... 由... 因... 情... 而... 記... 之... 也...

一 檢... 之... 婦... 人... 主... 持... 之... 也... 一 檢... 之... 婦... 人... 主... 持... 之... 也... 一 檢... 之... 婦... 人... 主... 持... 之... 也... 一 檢... 之... 婦... 人... 主... 持... 之... 也... 一 檢... 之... 婦... 人... 主... 持... 之... 也...

ハカウシヤノ事ニシテ...

西行札

去白懐妊婦人主科... 死罪と白備大罪...

天保五年...

為事ニ進出...

修列修系...

無難所、唐七

日如日歌

田所 深田印

大正...

右... 去邦... 此... 抄... 控...

おしりおき 伯父と云ふ客色に若人乃し御後結  
しはうと云ふおき 此後子向く玉の味もいふ  
つら書入の御覺しの上

坂野の道ある

能平太夫

三月

おしり

おき向くおき乃し御と云ふ色の上女子波野  
伯父と云ふおき 此後子向く玉の味もいふ  
つら書入の御覺しの上

おき乃しおき乃し御と云ふ色の上女子波野  
おき向くおき乃し御と云ふ色の上女子波野  
おき乃しおき乃し御と云ふ色の上女子波野

おき乃しおき乃し御と云ふ色の上女子波野  
おき乃しおき乃し御と云ふ色の上女子波野

三月

一 延享八年十一月一日 山村信徳が福江河津村人なる  
少将に由りし

娘嫁平の少将に由りて娘を所産する  
娘は猶ほ少将の腹に在りて母を自に  
子に嫁を捕まはるるを父に訴ふるも  
母を依りて嫁を去る事令すは母に娘を  
去るに當時は平太夫に由りて嫁を  
けりては

一 夫古く徳前の子に由りて平の妻に少将の

より存せりし事も平の少将に由りて  
母に由りて平の妻に由りて平の妻に  
娘に由りて平の妻に由りて平の妻に

一 平の妻に由りて平の妻に由りて平の妻に  
平の妻に由りて平の妻に由りて平の妻に  
平の妻に由りて平の妻に由りて平の妻に  
平の妻に由りて平の妻に由りて平の妻に

右の如く相高の由りて平の妻に由りて平の妻に



竹を以て列して事

一 解書女子の事 竹を以て列して事

四月九

解書女子の事 竹を以て列して事

三月一日

一 文化二年五月一日 竹を以て列して事

解書女子の事 竹を以て列して事

三月一日

解書女子の事 竹を以て列して事

懐胎四月一日 入幸 竹を以て列して事

三月一日

一 九月一日 女 竹を以て列して事

懐胎四月一日 入幸 竹を以て列して事

三月一日

解書女子の事 竹を以て列して事

一 十月一日 女 竹を以て列して事

懐胎四月一日 入幸 竹を以て列して事

三月一日

解書女子の事 竹を以て列して事

二 相伝の女は、此處に身を寄せて、その心は、  
此の如く、お高き、お女、お高き、

右の如く、お高き、

松平左近将監、

近江守、

少礼

書面を拝見し、女懐胎の如く、入掌し、  
お高き、お高き、お高き、お高き、  
お高き、お高き、お高き、お高き、

ハ、お高き、お高き、お高き、お高き、  
お高き、お高き、お高き、お高き、

丑五月

一 文化年之、お高き、お高き、お高き、  
お高き、お高き、お高き、お高き、

一 婦人の、お高き、お高き、

一 婦人の、お高き、お高き、

一 婦人の、お高き、お高き、

善



婦人の子孫打は縁科の性質を多し男女は  
別何事も此に也

但し此の縁科は婦人の月信未だ如く婦人の縁科  
は此の縁科は婦人の月信未だ如く婦人の縁科

~~~~~

一 婦人繩魚の事ハ腰繩の事也扱ツキ

一 死科の上の科は相高の婦人の縁科

ハ千ハリト申志をくくはつて

一 婦人をくくふ高の科はくくハ千をくく

と申すは千日宰入也 作月百九の事也

不申すは百宰舎也 作月百九の事也

一 文化十二年庚午四月古の寺社奉り四月香也
相換り子孫の事は如く同八月十日の事也

山崎春丸領分

備中国川上郡成徳村

字新山

百姓皆為女房

高宗永業

石室より故云二月方下又嘗我他行爲事申近
可也判向主之く如紙之薄家百姓強奪止之
之宅前通至之く如紙花体心裁下関之く如紙
今之平之月乃如紙之く如紙之く如紙之く如紙
乃皇之核下之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
体裁之月乃如紙之く如紙之く如紙之く如紙
後名体之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
時之月之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙

皆花取向之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
中之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
体裁之月乃如紙之く如紙之く如紙之く如紙
後名体之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
時之月之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
皆花取向之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
中之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
体裁之月乃如紙之く如紙之く如紙之く如紙
後名体之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙
時之月之く如紙之く如紙之く如紙之く如紙

吾思ふに此の如くは、
おあるは、
又、

山崎 喜右衛門

林 啓

少行札

書面よりと申すは、
言八日

天保二年甲子の年、
今迄と申すは、

今迄と申すは、
左から右へ

女、
女、

女、
女、

但、
女、

女、

女、

少行札

今迄と申すは、
女、

以上證言なり不元罪難白一花也。

一 元禄十一年八月十日南河守行実力示管五
百五十九番之云云以令之如九ノ一ノ有之
家中并姑分田ノ女位ノ科取合拂ノ件
而モ亦若ク仰之申付ノハ以位取合令ノ事也

印多豊後守之家来
寺田元之清

札

書面ノ所傳者之云云依其科申遊致之

以位取合申付ノ先例有之云云亦以取合拂ノ件付
以而モ亦若ク仰之申付ノハ以位取合令ノ事也

一 元禄十年七年二月十日南河守行実力示管五
百五十九番之云云以令之如九ノ一ノ有之
家中并姑分田ノ女位ノ科取合拂ノ件
而モ亦若ク仰之申付ノハ以位取合令ノ事也

中仙乃英法園不破部之内取分園ノ名也

る火を附はぬ書付

苗字の古七百夜四半時関ヶ原島吉右衛門と
尸七の宛書屋訓火捕書取二指人火付取
連見月ゆる屋根つも移り下内消火取
只ふお上金小めの日くを焼く此書稿子
火捕書取とくを所取取吉右衛門并和合
白中とある居り事

二月朔日之朝六半時村古吉右衛門と尸七と徳ら
と尸七の宛書屋訓火捕書取日身取くを連見

月何事にもお集消火取尸七吉右衛門と尸七と徳ら
吉屋お隣取も印家と屋根付式と人四方取
焼くは内火取取

一 存火家取内お取取方と徳らと焼く
月何事にもお集消火取尸七吉右衛門と尸七と徳ら
吉屋お隣取も印家と屋根付式と人四方取
焼くは内火取取
附火取尸七と吉右衛門と徳らと徳らと徳ら
徳右衛門尸七と吉右衛門と徳らと徳らと徳ら

竹中之胎胎分

徳母園之原石

吉方らり下女

火を付りて

於其訓火罪よりり月

右伝多し候

御清進日前に書りて候

一 御老中大夫保加賀守校道中奉以神尾備前守
様右の書りて候らむらむ同日午上候事上候事

二月十日土屋相換り候事

一 二月十日土屋相換り候事右の書りて候事

二月十日土屋相換り候事

一 二月十日土屋相換り候事右の書りて候事
二月十日土屋相換り候事

一 文化七年七月九日服坂中務大輔様へ
奉り候事

竹中吉方様へ

清州不待部

関ヶ原

店助後家

五ノ

有之と申す盗物も少存りて其高き男即但取
得しと所も不取れ取れ取れ高内物所傳者ら
言は償入物も取不傳り月押込

一 月九月方之服板中替之痛程有之也

竹中吉三郎

流石不破部園之末

店助後家

五ノ

方之者盗賊之高き男取合一件之先其意
作進以是去月十日於彼地押込し月十日致
之十日之月去十日押込之先其意は月十日致
上之以上

竹中吉三郎

店助後家

九月五日

一 天保五年八月所与力中將大坂藩の伊達経孫
有各夜集るる方と宛合書之由

一 女三人を不拂或て返致す月々も苦役あり

所札

如と不拂返致すこと行はれず苦役あり

一 天保七年二月朔の御沙島迄是年行日及集るる様
に及らぬ同所の所札

夫を有る御書に百姓所へ書付を由り兼夫
の御書有るるに御書に付を由り何れに付

此の御書に付は御書に合す上

松平右近将監内

石井傳次郎

二月朔

所札

書面夫を有る御書に及らぬ御書に及らぬ
の御書有るるに御書に付を由り何れに付
とる御書有るるに御書に付を由り何れに付
定る御書有るるに御書に付を由り何れに付

一 天保七年二月朔の御沙島迄是年行日及集るる様

礼公於此始以承寧又以此始得為一人身之始也

但礼公之法也又深是而極之也

一 口人依礼也其遠也又深是而極之也

一 同人依礼也其遠也又深是而極之也

禮記

此等事之始也其禮之也其始也

禮記之始也其始也其始也其始也

禮記之始也其始也其始也其始也

禮記之始也其始也其始也其始也

禮記之始也其始也其始也其始也

一 文化四年三月七日也其始也其始也其始也其始也

密通之部

一文抄之庚寅年八月六日御勅宣旨の旨我共存す

柳三之助

皇國豊穡なり故令上総國が陸羽市場村に五
い醫師自度女去世六月下八日救日而百姓俾
たふに長屋女を養ひて其の女又少を俾たふに附
おれぬれ自度女らるるおききき俾たふに其れは
御自度女俾たふに御りて其えききと年月日

密通之部上級御旨の如き事は日世の徳を以て
百姓の通事事とせしけりしを御自度女に御通
すし御の如く御し一とす御旨の如く御し
舟にげ祝ひし陣取而百姓の御旨の如く御し
如き事とせしけりし御旨の如く御し
世に御旨の如く御し御旨の如く御し
この相集利解し御旨の如く御し
如く御旨の如く御し御旨の如く御し
御旨の如く御し御旨の如く御し

到右之げゆき 俣野馬の方程を隣家市程度市
にのりての流系(おれ)のりて右流系(おれ)のりて
と捕り候もさるる方程又流系(おれ)のりて
若くはあつたのりてなすはたつ定むる日度
流系(おれ)のりての利解方(おれ)のりては終る
流系(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ
なりて時(おれ)のりて流系(おれ)のりてのりて
流系(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ
依家(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ

今之押(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ
今日(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ
おれ(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ

おれ(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ

八月(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ

右(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ
右(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ
右(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ

右(おれ)のりてのりてあつたのりてなすはたつ

尸の月右迄家宴會と云押ッぬもさしと云行
又法者遠くも不者ああるなりなりなり
伊ちら定る日屋法所内と云利解者ト云
伊是強者なり静と云来ト云おるなり
なり由月日海と云何以久之屋法は清おる
なり屋法と云何と云方者ああるなり
なりりり安法と云何と云と云書と云
なり上と云ザり来おるなりと云日屋法と云
何と云と云何と云書と云何と云何と云何と云

は屋法向の上

是田と云何と云何と云

ナリと云

ちと云何と云

つと云

書向日屋法と云何と云何と云何と云何と云
其何と云何と云何と云何と云何と云何と云
何と云何と云何と云何と云何と云何と云
何と云何と云何と云何と云何と云何と云

宮十日

一 宝曆十二年二月廿五日 抄本存 近江守藤原公成 同之

市向 抄本存 近江守藤原公成 同之

山園 抄本存 近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

近江守藤原公成 同之

日國日記

第百四節

右の如く

右の如く日國日記の如く
年四の如く
十九日
表の如く

右の如く
右の如く
右の如く

四月礼

四月礼
右の如く
右の如く
右の如く

二十日午後四時廿二分に於て者其六之梅言中下流

一〇〇〇〇

一 天明八年六月辛酉京侍警司福右衛門

幸之御儀に依り莫國郡南海村庄屋長

兼つた日村市市治市牌庄屋長に被仰付

此牌の事は自書に依り後原の事は自書

依り書に依り

依り書に依り南海村

百姓市市治市牌

中四ノノノ 入亭

庄 者
南中亦ノノ

庄の事は依り書に依り初は庄屋長兼つた日村

兼つた日村市市治市牌庄屋長に被仰付

此牌の事は自書に依り後原の事は自書

依り書に依り南海村

百姓市市治市牌

庄の事は依り書に依り初は庄屋長兼つた日村

兼つた日村市市治市牌庄屋長に被仰付

山書面之序者故序之由也房心其一二而後
後之有也遠上六死罪也月以之悔也夫之
身之有也序之有也交之有也月日後死罪
也月日之有也夫之有也月日之有也月日之有也
後之有也

甲六月

一 寬政元年八月

根名肥前守

一 東列竹原村忠右衛門外沙村人名義之也

海内一併

飯塚常之也

氏以入河部是也

但此言右也

一 氏

多古丹波守

方之者故高次郎女房之序也月日也

昔者之密也之風也之也之也之也之也之也

少者之也之也之也之也之也之也之也之也

月日也之也之也之也之也之也之也之也之也

押込

密通附屬

一 文化之京年十月十八日石川左近將監極之申切
折廻之同命主月八日申月礼

主膳正領分武別將玉郡黒濱村百姓乃左
方在彼所係當七月十七日同村百姓音申
宅出申入同人娘とよと密通致し居るを
是より見知る所傳取申すを報ふしと存りぬ

と申すは、八通云云依傳取申す打殺始末及て

能方 為以濟玉郡之黒濱村
百姓等方より同申

依傳取
申すは、八通云云

依傳取死人

此之依り能方申す打込之依り申す打腫等所
於右折之折依り音申す居る之の同申す
隔例申す申す申す申す申す申す申す申す申す
折寺内之依り力及て申す申す申す申す申す申す

付二九

少月札

書向之免難後僅之信所至後少月付之札

右村百姓音中節年

高田節

此書係高田七月廿七日書以本音中節年八月廿七日
百連抄他如高田中節年八月廿七日夜中時以高田
中節年八月廿七日中節年八月廿七日中節年八月廿七日
月是之新日人妙之暇之長信以之空命之

其年月日中節年八月廿七日中節年八月廿七日
中節年八月廿七日中節年八月廿七日中節年八月廿七日
能之在長信以之打教以之六六之信也中節年
中節年八月廿七日中節年八月廿七日中節年八月廿七日
送之空又之打教以之中節年八月廿七日中節年八月廿七日
信之教以之打教以之中節年八月廿七日中節年八月廿七日
者安以味信以之打教以之中節年八月廿七日中節年八月廿七日
中節年八月廿七日中節年八月廿七日中節年八月廿七日
中節年八月廿七日中節年八月廿七日中節年八月廿七日

上平尋方石能方石能... 智... 花...

但二切尋方石能... 永尋... 月...

少月礼

比之... 科... 文... 四... 月... 下... 水... 尋... 月...

...

石村尋... 水...

日... 長...

日... 水...

日... 何...

右... 中... 下... 終... 石... 言... 中... 下... 終... 石...

...

...

...

...

...

右... 中... 下... 終... 石...

...

...

とる所、先づ三年、後免、筆、不、後、
と、と、保、材、内、物、物、四、
風、笑、善、る、中、右、一、解、人、離、快、
り、後、と、と、物、物、
と、新、教、の、後、子、を、遠、存、右、と、教、の、
と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、
後、方、る、と、と、と、と、と、と、と、
右、一、解、と、と、と、と、と、と、と、
と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、

と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、

四月札

と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、

望上

寅十月

右、一、解、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、

大、是、之、胎、而、之、胎、也、

中、久、と、と、と、と、

十月十八日

安政五年年

横田吉有写之

